

健康保険 1

- ◆ 退職とともに健康保険の被保険者資格がなくなる



転職先が決まっていない場合や転職先への入社まで時間がある場合は以下のいずれかの加入手続きをする必要がある

- それまで加入していた健康保険の任意継続被保険者制度を利用
- 国民健康保険に加入する
- 家族の扶養に入る

健康保険 2

◆ 任意継続被保険者制度

- 退職後も在職中と同じ被保険者資格を継続できる制度
退職前の被保険者資格が2ヶ月以上あれば
最長2年間まで利用可能

※退職日の翌日から20日以内に手続きを行うこと

◆ 国民健康保険の手続き

- 市区町村が保険者となる健康保険
保険料や納付方法は自治体によって異なるため、
国民健康保険窓口にお問い合わせること